

仕 様 書

1. 作成内容 一般財団法人大阪男女いきいき財団（以下、「財団」という。）が大阪市から受託する「令和7年度男女共同参画普及啓発事業」にかかる啓発用ポスター、パネルデータ、アニメーション動画の制作
2. 数 量 ①啓発用ポスター（電车内掲出用）：100枚
②啓発用パネルデータ：21枚（7枚組×3テーマ）
③啓発用アニメーション動画：2本（15秒版×1本、1分版×1本）
3. 規 格 ①「ワーク・ライフ・バランス」をテーマにデザインし、サイズ：B3ヨコ（縦364mm×横515mm）、紙質：マットコート紙135kg or 110kg、枚数：100枚を印刷のうえ指定場所3か所に納品すること。
②「諸外国における男女共同参画とこれから」「デートDV」「ワーク・ライフ・バランス」の3テーマを各7枚、B2（タテ）サイズの印刷に支障のない精度のデータ納品とし、データ形式はaiとする。
③②で制作した「デートDV」の啓発パネル用データをもとにアニメーション動画（字幕つき）、再生時間15秒版を1本、1分版1本を制作すること。フォーマットは、WMV および MP4（Windows Media Video 形式、拡張子は『.wmv』および『.mp4』）で作成すること。解像度は16：9のフルHD（1080i）動画で作成したうえで、Web 配信やイベント放送用に変換すること。動画は1本ずつDVDに格納して納品すること。制作した動画は、YouTube でのインターネット配信またはプレイヤー・パソコンでのDVD再生による放映を想定しているため、それらに対応できる容量及び形式で作成すること。
4. 原 稿 等 ①②③共通：マンガを主軸にしたデザインにすること。基本の文字情報・参考資料等を支給する。画面の構成は協議のうえ、決定する。マンガやアニメーション等は内容に応じたものを予算内で作成すること。
市民や専門家の意見を徴するワークショップ等に同席し、デザインの参考にすること。SNSでの啓発物の使用にも配慮すること。
5. 留 意 点 ①成果物に使用されるすべてのものは、発注者及び大阪市が成果物をいかに使用しても第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。
②成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者及び大阪市に生じた損害を賠償しなければならない。
③成果物の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）は、発注者に帰属する。

6. 修正 ①②③共通：デザイン構成の企画段階(本制作前)・作成中間時点・完成(仕上げ)直前の3回程度の修正に応じること。
7. 打合せ 本制作着手前(企画段階)・作成中間時点・完成直前の3回
8. 納品先 一般財団法人大阪男女いきいき財団
(大阪市天王寺区上汐5-6-25 クレオ大阪中央内)
9. 納入期限 ①令和7年9月30日(火)、②③令和7年10月28日(火)
10. 経費負担区分 業務遂行にあたって必要となる経費については、すべて本業務委託の委託料に含めるものとし、別途請求は行わないこと。
11. 支払方法 成果物の納品後、発注者の検収に合格後に受注者の請求の翌月末までに発注者の指定する場所にて支払う。受注者が適格請求書にて請求する場合は、契約額に10/100を加えた額を請求できるものとする。
12. その他
- ・この業務の委託について、大阪市からの承認がないときは、本契約を行わないものとする。
 - ・落札者は、発注者が指定する誓約書を提出すること。
 - ・契約金額、契約者名等について、大阪市ホームページで公表されることがある。
13. 担当者 一般財団法人大阪男女いきいき財団 企画調整課 岸上